

入札説明書

1 契約担当部署

一般財団法人広島市職員互助会事務局

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話 082-504-2060（直通）

2 調達内容

(1) 業務名

令和5年度福利厚生広報紙「厚生だより」の印刷（複数単価契約）

予定数量 3,967,200頁（内容は仕様書のとおり）

(2) 履行の内容等

仕様書による。

(3) 履行期間

本会が指示した日から令和6年3月31日まで

(4) 予定価格

7,250,520円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(5) 納入場所

一般財団法人広島市職員互助会事務局 ほか別途指示する場所

3 入札方式

(1) 本件業務の入札方式は、入札後資格確認型一般競争入札である。

(2) 入札後資格確認型一般競争入札は、一般競争入札に参加する者の入札参加資格の確認を入札前に行わず、開札を行った後において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した最低入札価格提示者（落札候補者）がある場合に、落札者の決定を保留した上、落札候補者に一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類（以下「資格確認申請書等」という。）の提出を求め、その入札参加資格を有することを確認した場合に、落札者として決定するものである。

(3) また、最低入札価格提示者が次に掲げる場合に該当するときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した者のうち、次順位の入札価格提示者から順次、前記(2)と同様にして、その入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定するものとする。

- ・ 入札参加資格を有していないと確認した場合
- ・ 無効な入札の場合

4 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、修繕及び製造の請負」、「物品の借入れ」、「施設の維持管理を除く役務」及び「施設維持管理業務」に係る契約の種類「物品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「01-01一般印刷」に登録されている者であること。

(3) 広島市内に本店又は支店、営業所等を有する者であること。

(4) 入札公表の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

- (5) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
(入札参加資格確認申請書に、「広島市税の納税証明書」及び「消費税及び地方消費税の納税証明書」の写し等の添付を要する。)

5 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所
一般財団法人広島市職員互助会のホームページ (<https://hgojokai.or.jp>)
- (2) 入札書、仕様書等の交付方法
一般財団法人広島市職員互助会のホームページからダウンロードすることができる。
- (3) 仕様書等に関する質問
ア 仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。
ア) 提出期間
入札公表日から令和5年3月22日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む。)を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)
イ) 提出場所及び問い合わせ先
前記1に同じ。
ウ) 提出方法
郵送(配達証明付書留郵便)又は持参とする。
イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以後において、一般財団法人広島市職員互助会ホームページからダウンロードすることができる。

6 入札の方法

- (1) 入札金額は、1年間(履行期間)の合計(予定総額)を記載すること。
なお、合計(予定総額)の算出は明細内訳欄によることとし、入札金額は明細内訳欄に記載した各区分の金額(単価×予定数量)を合計した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。)とする。
- (2) 入札書明細内訳欄に記載するそれぞれの明細の単価は、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
なお、契約に当たっては、入札書明細内訳欄に記載されたそれぞれの明細の単価に、当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額により、明細ごとに単価契約を行う。
- (3) 落札の決定は、合計(予定総額)により行う。

7 入札回数等

- (1) 入札回数は、1回限りとする。
(2) 予定価格を超える入札金額は、無効とする。

8 入札書等の提出方法等

- (1) 入札書等の提出方法
入札書等は、郵送(配達証明付書留郵便)又は持参により提出すること。
入札に参加する場合は、次のア及びイに掲げる書類を入れたそれぞれの封筒を同一の封筒に入れ、その封筒には、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印し、その表に「令和5年3月27日開札」、「令和5年度福利厚生広報紙「厚生だより」の印刷(複数単価契約)に係る入札書等」在中と朱書するとともに、封筒の裏に入札参加者の住所、商号又は名称、FAX番号及び業者番号を記載し、後記(2)アの提出期間内に後記(2)イに郵送(配達証明付書留郵便)又は持参すること。(「入札書等の郵送方法」参照)。

入札書等が提出期間内に郵送（配達証明付書留郵便）又は持参されなかった場合は、当該入札に参加していない扱いとする。

ア 入札書

入札書には、本会所定の様式のものを使用し、入札金額等の必要事項を記載し、記名・押印（押印は、あらかじめ使用印鑑として広島市に届け出ている印鑑によること。）した上、定形封筒（長形3号又は長形4号（JIS規格））に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。封筒の表に「令和5年3月27日開札」、「令和5年度福利厚生広報紙「厚生だより」の印刷（複数単価契約）に係る入札書」在中と表示し、商号又は名称を記載（いずれも黒色で可）すること。

イ 委任状

代表者及び届出代理人（広島市に代表者から継続して委任を受けている旨の届出がされている者）（以下「代表者等」という。）でない者が、当該入札において代理人（届出代理人から委任を受けている復代理人を含む。）として入札する場合は、代表者等からの委任状を前記アの封筒に同封すること。

代理人として入札する場合は、入札書の入札者住所氏名欄の記載は次の例のとおりとなるので、注意すること。

（入札者住所氏名欄の記載例）

〇〇市〇〇町〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

上記代理人 〇〇 〇〇 印

なお、委任状は、本会所定の様式（本会のホームページに掲載。）を使用して作成すること。

(2) 入札書等の提出期間等

ア 提出期間 入札公表の日から令和5年3月24日（金）の午後5時【必着】まで。

イ 提出先 前記1に同じ。

(3) その他

入札書等の提出後は、入札（開札）日時前であっても、提出された入札書等の書換え、差換え又は撤回等は一切認めない。また、入札書等の到着の確認の問い合わせには、一切応じない。

9 開札等

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年3月27日（月）午前10時～

イ 場所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

開札場所 広島市役所本庁舎15階会議室

(2) 開札

ア 入札参加者のうち開札の立会いを希望する者は立ち会うことができる（立ち会うことができる者は、1者につき1名とする。）。

入札参加者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない本会職員を立ち会わせて行う。

イ 入札参加者は、開札時刻後において、開札場所に入室することはできない。

ウ 入札参加者は、開札場所に入室しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札参加者は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することができない。

オ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者があるときは、落札者の決定を保留し、当該者を落札候補者とする。

カ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、開札後直ちにくじ引きにより落札候補者を決定する。

この場合において、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない本会職員がその者に代わってくじ引きを行う。

10 資格確認申請書等の提出

落札候補者は、次により、資格確認申請書等を持参して提出するものとする。

なお、資格確認申請書等に虚偽の記載をした者に対しては、広島市が指名停止措置を行うことがある。

(1) 提出先

前記1に同じ。

(2) 添付書類

ア 広島市税の納税証明書（写し）

「令和〇〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書の写し（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）。

イ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）の写し（電子納税証明書は不可。証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）。

(3) 提出部数

提出部数は、1部とする。なお、提出された資格確認申請書等は、返却しない。

(4) 提出期限

令和5年3月27日（月）午後5時まで

ただし、前記9(2)カによりくじ引きを行う場合及び当初落札候補者となった者ではない者が落札候補者となった場合は、別途提出期限を指定する。

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

(5) その他

入札参加者は、資格確認申請書等を前記(4)の提出期限までに提出できるよう、あらかじめ準備しておくこと。

11 一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、特別の定めがある場合を除き、開札日時を基準として、前記10により提出された資格確認申請書等に基づき、確認するものとする。この場合において、落札候補者は、本会から資格確認申請書等に関し説明を求められたときは、これに応じなければならない。

なお、開札日時以後、落札決定までの間に前記4(2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受けたとき又はその他競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

12 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

ア 前記11により落札候補者が一般競争入札参加資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

イ 落札者の決定結果は、入札参加者全員に通知する。

13 本件業務の履行に当たって

(1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び一般財団法人広島市職員互助会物品調達契約約款（複数単価契約）等の規定を遵守しなければならない。

(2) 広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに規定する者に該当する事業者が、次に掲げる者として選定されることがないように、必要な措置を講じなければならない。

ア 本会発注契約に係る下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第1条の2第3号に規定する下請契約等をいう。以下同じ。）の当事者

イ 本会発注契約に基づいて行われる資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者

なお、上記に掲げる事業者が本件業務を履行するための下請契約等の当事者又は資材、原材料等の売買その他の契約の当事者となっていた場合には、本件業務の契約を解除し、及び広島市において指名停止措置を行うことがある。

- (3) 本件業務の履行に当たり、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに本会に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。報告又は届出がない場合は、広島市において指名停止措置を行うことがある。

14 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額（契約金額が単価となる場合は、契約期間に係る総支払予定金額）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に本会を被保険者とする履行保証保険を締結して、前記1に提出したとき。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、落札決定後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書（本会のホームページに掲載。）を、前記1に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の(ア)から(ウ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

(ア) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国、地方公共団体、本会及び広島市が基本財産の50%以上を出資しているその他法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

(イ) 広島市税について滞納がないこと。

(ウ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

- (4) 契約書の作成等

ア 落札者は、令和5年4月1日に契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、広島市が広島市競争入札参加資格を取り消すことがある。また、落札決定を取り消された者は、入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

ウ 契約書は2通作成し、本会及び落札者がそれぞれ、記名・押印の上、各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は、本会及び落札者それぞれが負担する。なお、契約書用紙は、本会が交付する。

- (5) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、郵便による事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

前記により入札を延期し、又は中止したことに伴い入札参加者に発生した損害については、本会は一切の負担を負わないものとする。

- (6) 入札の無効

ア 本公表に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日以後、落札者の決定日までの間に前記4(2)の広島市の競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

- イ 競争入札参加資格申請書等の書類に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 入札金額を訂正したもの
- エ 前記 2 (4) の予定価格を上回る額の入札
- オ その他規則第 8 条各号のいずれかに該当する入札

(7) 予算の成立及び契約締結日

本契約については、本件に係る予算の成立を条件とするとともに、契約締結日は令和 5 年 4 月 1 日とする。